

議案第 5 号

平成 30 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 1 号)について

平成 30 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 11 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 平成30年度 橋本市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成30年度橋本市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度橋本市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(支出) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病院事業費用	7,561,591	6,032	7,567,623
第1項 医業費用	7,342,977	5,989	7,348,966
第2項 医業外費用	214,014	43	214,057

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 資本的収入	398,315	21,220	419,535
第2項 企業債	120,000	19,900	139,900
第3項 投資	450	1,320	1,770

(支出) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 資本的支出	725,964	6,204	732,168
第1項 建設改良費	154,247	3,083	157,330
第2項 投資	13,187	3,121	16,308

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
内視鏡システム 賃借料	平成30年度 ～平成35年度	33,333千円
原価計算システム リース料	平成30年度 ～平成35年度	10,835千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	139,900千円	証書借入

利率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

平成30年6月11日提出

橋本市長 平木 哲朗